

岩手県告示第462号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年8月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定する区域の種類	土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
跡浜	下閉伊郡山田町織笠（別紙図面のとおり。）	急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	別紙図面のとおり。
織笠小学校後	〃	〃	〃	〃
新開地の沢（3）	下閉伊郡山田町大沢（別紙図面のとおり。）	土石流	〃	〃
袴田の沢	〃	〃	〃	〃

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部砂防災害課及び沿岸広域振興局土木部宮古土木センター並びに山田町役場に備えておいて縦覧に供する。